



言渡	平成22年12月24日
交付	平成22年12月24日
裁判所書記官	

平成22年(ワ)第266号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月26日

判 決

兵庫県尼崎市

原 告  
訴訟代理人弁護士 吉 田 哲 也  
同 青 木 志 帆

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社  
代表者代表取締役 福 田 吉 孝  
訴訟代理人支配人 伊 藤 高  
同 末 松 孝 一

主 文

- 1 被告は原告に対し、金182万8858円及び内金173万9809円に対する平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 原告

主文同旨

2 被告

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決の送達後14日経過後とすることの申立て

第2 事案の概要

1 要旨

本件は、被告から継続的に金員の借入れをしていた原告が、弁済金について利息制限法の制限利息で計算すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金173万9809円、過払金利息8万9049円及び過払金元金に対する最終弁済日の翌日である平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めた事件である。

2 前提事実（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いが無い）

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間に、平成4年5月18日から平成21年12月15日まで、継続して金銭を借入れる取引（以下「本件取引」という。）を行っていた。
- (2) 本件取引は、別紙「利息計算書」の年月日、借入金額、返済額の各欄記載のとおりの内容で行われた。

### 3 争点

#### (1) 本件取引は一連の取引か

##### (被告の主張)

ア 本件取引は、平成4年の取引開始から平成7年9月18日までの取引（以下「第1取引」という。）及び平成7年12月15日から平成21年12月15日までの取引（以下「第2取引」という。）の2個の取引に分断される。第1取引によって生じた過払金返還債務とその後の第2取引によって生じた貸付金に充当されるということはない。このように判断すべき理由は以下のとおりである。

(ア) 第1取引の終了日の返済は70万7773円という、それまでの返済金額とは全く異なる多額の返済で、当時の被告の帳簿上の残債務を全額弁済するものであった。このことは、原告に第1取引を終了させる強い意思があったことを推認させる。

(イ) 被告は、第2取引の開始時点で、顧客の住所・勤務先・年収等の属性情報、信用情報機関で得られる他社の債務状況、在籍の確認などを行った上、新たな取引における限度額・利率などを決定している。

(ウ) また、第2取引開始に当たって、被告は原告に対して新たにカードの貸与を行っている。このことは原告の受領書（乙3裏面）から明らかであって、仙台に転勤した

際にカードの再交付を受けたことがないとの原告の主張や陳述書の記載が誤っていることを示している。

新たにカードが貸与され、また、原告が被告支店に借入申込みをしたということは、従来のカードが使用できなかったからであり、第1取引が終了していることを示している。

イ したがって、第1取引は平成7年9月18日に終了したから、第1取引において発生した過払金返還請求権の消滅時効期間は同日開始したことになる。被告は平成22年3月19日の第1回口頭弁論期日に擬制陳述された答弁書において、消滅時効を援用した。

(原告の主張)

ア 原告は、本件取引の期間中に契約関係を解消するような手続をしたという認識はない。被告の主張する取引中断は原告が尼崎市から仙台市に転勤した際に、引越その他で慌ただしく、たまたま取引がなかったのに過ぎず、しかも中断期間は取引継続期間（第1取引のみでも3年余）と比較して圧倒的に短い3か月であって、これをもって取引が分断されると解することはできない。

イ したがって、第1取引によって生じた過払金の返還請求権の消滅時効期間が独自に進行することはないから、時効の主張は理由がない。

## (2) 悪意の受益者

### (原告の主張)

#### ア 特段の事情の認定基準

貸金業者が利息制限法の制限利息を超える利息を受領する場合には、みなし弁済の適用があると確信できない限り、悪意の受益者に当たる。したがって、悪意の受益者ではないと認められるのは、みなし弁済の要件が満たされることの証明が必要である。本件取引は、総取引回数が452回、取引期間約17年間という長期、多数の取引であって、僅か5回分のジャーナルの開示などで、みなし弁済の要件が満たされていると認定することはできない。

#### イ 被告の従前の主張

最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という）が出る前においても、被告は、過払金返還請求訴訟において、みなし弁済の主張などをすることはなかったし、仮に主張していてもそれは形式的なもので、みなし弁済の要件について真剣に立証しようとするものではなかった。また、いわゆる緩和説が有力になった時点においても、リボルビング方式の場合でも、「返済期間及び返済回数」は17条書面、18条書面において、一義的・明確な方法により具体的に記載されていなければならないとする見解が判例、学説の主

流であった。この結果、被告のリボルビング方式について、みなし弁済を認めた判決例は公刊物には全く見当らなかつたのであり、被告について特段の事情が認められることはない。

#### ウ 各書面の記載内容

##### (ア) 17条書面

乙第6号証として提出されたジャーナル写しのうち、②ないし④は、貸付けに際して交付された17条書面であるが、被告自身が説明書に「リボ契約に記載」と明記しているように、交付された書面自体には記載されていない事項が多数存在する。17条書面にこれらの事項の記載が要求されているのは、債務者が契約内容を正確に知り得るようにして後日の紛争発生を防止するためであるから、個別貸付けの度に基本契約書に当たらなければ内容が分からないというのは同条の趣旨に反するものであり、17条書面の要件を満たさない。

##### (イ) 18条書面

乙第6号証の①、⑤は返済の際に交付された18条書面であるが、そこに記載された返済利息及び返済元金はみなし弁済が有効であることを前提とするもので、利息制限法に基づく引き直し計算をした場合の記載はない。

18条書面の交付が要求されるのは、債務者が自己の返

済した金員が、いくら利息に充当され、残元金の金額がいくらかを正確に把握するためであるから、みなし弁済が有効である場合についての金額のみの記載では18条書面の要件を満たしていない。

(被告の主張)

ア 立証の方法

貸金業者について、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときは、当該貸金業者は「悪意の受益者」と推定されないとする最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年判決」という。）は、期限の利益喪失特約下の支払について判示した最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁（以下「平成21年判決」という。）と併せ検討すれば、特段の事情については貸金業者が立証責任を負うが、悪意の受益者と推定されるか否かについては、顧客の側が立証責任を負うとしたものである。

そして、貸金業者が悪意の受益者であると推定されるのは、当該業者が、17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務体制を構築していなかった場合に限られ、貸金業者がこのような業務体制を構築している場合には、個別

の取引についての立証を待つまでもなく、悪意の受益者とは推定されず、顧客側で個別の取引について当該貸金業者が悪意の受益者であることについて立証すべきなのである。

イ 被告が一般的な業務体制を構築していたこと

(ア) 平成2年1月22日から平成16年2月19日まで

最高裁平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁は、17条書面及び18条書面について「法の趣旨に合致する」という表現でいわゆる緩和説を採用した。被告は、同判決が大蔵省令や銀行局長通達を含む従来の貸金業の実務が追認されたものとして、引き続き監督官庁の指導等に従って体制を整えた。

具体的には、平成14年1月からリボルビング契約の基本契約書に記載されている事項であっても、個々の貸付け時に再度記載するようにシステムを変更し、同年8月からは「返済期間及び返済回数」に準じた事項として、「最終ご返済期限」「残返済回数」「各回ご返済期日」「各回元金支払予定額」の記載を追加した。

(イ) 平成16年2月20日から平成18年1月12日

最高裁平成16年2月20日第二小法廷判決・民集58巻2号475頁は、17条書面及び18条書面について、いわゆる厳格説の立場に立つことを明らかにし、最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・



民集59巻10号2899頁（以下「平成17年判決」という。）も、リボルビング方式の貸付けをしたときの17条書面の記載内容について、確定的な返済期間、返済金額等を記載することが不可能な場合に、これに準ずるものを記載すべきとの判断をした。

被告は既に平成14年8月以降、記載項目を増加して、前記判決に対応するよう体制を整えている。

(ウ) 平成18年1月13日以降

平成18年判決において、期限の利益喪失条項が存在する場合に任意性が認められないとの判断が示されたが、最高裁において一定の判断がなされても、それが確定した判例になるか否かは相当の期間を待たなければ判明しないし、判例の内容を理解するためには最高裁調査官の判例解説が不可欠であり、平成18年判決については、法曹時報59巻2号（平成19年2月号）に三木素子調査官の解説が掲載されたのが最初である。

したがって、平成18年判決が周知されるまでには日時を要するところ、被告は平成18年6月には契約内容を改訂し、期限の利益喪失条項が適用されるのは、利息制限法に規定する利率を超えない範囲内の利息の支払を遅滞した場合に限る旨を明記したから、平成1

8年判決以降も、被告がみなし弁済の規定の適用を受ける体制を整えていたというべきである。

ウ 本件取引に関する書面

(ア) 本件取引は、A T Mでの取引が432で、来店取引が20、振込取引は0である。

(イ) A T M取引においては、手続の流れは次のとおりである。貸付け・返済のいずれの場合も手続としては同様であるので、返済の場合を例として説明する。

- ① カードをA T Mに挿入する。
- ② 利用目的（融資、返済、照会）の選択
- ③ 暗証番号の入力
- ④ 契約内容の表示があるので、内容の確認
- ⑤ 返済必要金額の内訳（利息、遅延損害金、今回請求元金、印紙代、カード再発行手数料、切手代、振込手数料）の表示があるので内容の確認
- ⑥ 紙幣投入
- ⑦ 金額確認

必要返済金額を上回る返済をする場合は「全額」を、「必要金額」のみの返済をする場合には「おつり」を押す。

- ⑧ カード返却と明細書の交付

各時期における明細書の様式は乙第2号証（明細書綴

り) 記載のとおりである。

また、提携先ATMを使用した場合については、17条書面及び18条書面が要件を満たしていない可能性がある。この場合には、被告は、顧客が取引を行った都度、翌営業日に顧客に対して17条書面又は18条書面を送付している。尤も、顧客が同居人に借入れの事実を知られたくない等の理由により、発送を望まない場合もあり、このような場合には当初の契約申込み時点で都度書面の発送可否の確認を行っており、発送拒否の顧客に対しては、顧客からの希望があれば取引から3か月間は「都度書面」を交付できることにしている。

(ウ) 各営業店窓口での取引

原告が被告の店舗窓口で取引を行った場合には、17条書面及び18条書面を交付することをフローチャートで定めている。その流れは次のとおりである。また、店頭利用明細書の内容は乙第2号証の「店頭ご利用明細書」記載のとおりである。

① 顧客の来店

② 本人確認の上、パソコンの顧客情報に基づき、請求金額（元金・利息・遅延損害金の内訳を含む）を伝える。

③ 顧客からの入金に基づき、パソコンに入力

④ 店頭用明細書を顧客に提示し、内容を確認して貰って署名を求める。

⑤ 店舗経理担当者と入金担当で入金内容の確認

⑥ 明細書を顧客に交付

#### オ 現存利益の返還

被告は悪意の受益者ではないから、その返還すべき不当利得の範囲は現存利益の限度である（民法703条）。被告は、超過利息の受領に基づき法人税を納付しており、現存利益は受領額の55%にとどまる。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件取引は一連の取引か）について

(1) 本件取引における貸付日・入金日、貸付金・入金額については、前提事実記載のとおり、当事者間に争いが無いところ、平成4年に始まった第1取引においては、原告は平成4年7月3日及び同年12月10日に各10万円、平成5年3月24日及び同年8月6日に各8万円を返済したことはあるが、それ以外の返済額の多くは3万円程度であったにもかかわらず、平成7年9月18日には、これらの返済額よりはずっと多額な70万7773円という返済をしているから、被告が指摘するように、原告において、被告との取引を終了させようとする意思が窺えないでもない。しかし、この時点で、原告が被告に対して、この意図を表明し、実際に取引を終了さ

せる手続がなされたと認めるに足りる証拠はない。

- (2) 被告は、第5準備書面においては、第1取引の基本契約書は原告に返還済みであるから提出できないと主張しているが、第2準備書面(27頁)においては、取引の基本契約書返却の問題は取引分断を考えるについては、そもそも不要と主張していたものであるし、みなし弁済の関係で重要な書面である基本契約書について、これを返還する場合に、写しも取らず、基本契約書返還の際に相手方から受領の書面若しくは少なくとも交付を示す内部文書も作らないのは不合理であるから、被告の主張はたやすく採用しがたい。
- (3) 被告は、カードについても平成7年9月18日の時点で原告から返却を受けたと主張するが、これを裏付ける証拠は存在しない。被告の第3準備書面においては、カードの返却は取引の分断とは関係がないとの主張をしており、この記載内容によれば、むしろ、契約が解消された以上、カードの返却がなくてもいいのだと主張していると思われる。そして、その基本契約解消の要件について、被告は、第2準備書面(28頁)において、「債務が完済となり当事者間の債権債務関係が解消されれば、それと同時に契約関係は終了するというべきであり、それ以上、積極的な解約手続は要求されない。」と主張しているのであるから、被告の当時の主張は、債務が完済されたことだけで契約が終了したというものであ

り、この主張によれば、被告においては、基本契約が終了してもカードの返却を求めるという明確な取扱要領は存在しなかったと考えられ、結局、原告に対してカードの返却がなされたと認めるべき証拠は存在しないというべきである。尤も、乙第3号証によれば、平成7年12月15日に、原告は、被告の仙台支店に対してと考えられるが、「申込みカード」という文書を作成し、その際に新たなカードを受領していることが認められ、被告はこれが同年9月にカードの返却を受けた証拠である旨主張する。しかし、前記のとおり、被告が取引終了の際にカードの返却を受けるという処理を慣行的に行っていなかったと考えられる以上、カードが紛失した可能性もあるし、また、乙第3号証の記載内容と弁論の趣旨によれば、原告は株式会社 〇〇〇〇に勤務しているが、仙台の営業所に単身赴任し、住所も変わったと認められるから、今までと同じように借入れができるかどうか確認するために、被告の営業所を訪問し、その際に被告において、別個のカードを発行することにした可能性もあるのであって、乙第3号証の記載によって、平成7年9月18日の時点でカードの返却を受けたとまでは認められない。

- (4) 結局、平成7年9月18日の時点で、原告としては、被告との取引を止めるつもりで弁済した可能性はあるが、それに基づき、原・被告間で当時の基本契約を解約するとの合意を

したとまでは認めるに足りない。そして、被告が当時締結していた基本契約は、被告の主張によれば、乙第1号証の綴り番号7の契約書であり、この契約書は期間5年で、契約限度額及び利用限度額の範囲内で反復継続して借入れができるというものと考えられるから、被告の帳簿上の残高が0となったとしても、そのことから当然に契約が終了するものではない。契約を解約する手続が行われたと認めるに足りない以上、平成7年9月18日以降も第1基本契約に基づく契約関係は継続していたものと認めることができる。

(5) 被告は、平成7年12月15日の時点で新たな契約が締結されたと主張するが、新たな契約書は証拠として提出されておらず、乙第3号証（申込みカード）は、前記のように転勤に伴う原告側の事情の変更を示すために提出された可能性を払拭できない。被告は新たな信用調査が行われたと主張するが、これを裏付ける証拠は提出されていない。

(6) そうすると、本件取引は平成7年9月又は12月の段階で分断されるものではなく、その前後を通じて一連一体の取引であると解するのが相当である。したがって、分断を前提とする被告の消滅時効の主張は理由がない。

## 2 争点2（悪意の受益者について）

(1) 被告は、貸金業者が、17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務体制を構築していなかった場合以外は、悪意

の受益者と推定されないとするのが平成21年判決の趣旨である旨主張する。しかし、平成21年判決は、平成19年判決の基本的な考え方を肯定した上で、平成18年判決の示した期限の利益喪失特約下での超過利息の支払についての任意性否定の考え方について、同判決以前には最高裁の判例はなく、下級審の裁判例や学説においてもむしろ少数説で、任意性を肯定するのがむしろ多数であったことを認定して、利益喪失特約と任意性の関係については平成19年判決の判示する特段の事情があると認めたものであって、貸金業者の一般的な業務体制によって、個別の立証を必要とせず、悪意の受益者との推定が排除されたものではない。このことは、平成21年判決が、平成18年判決の言渡し日以前の支払について、任意性の関係でみなし弁済の適用はないが、任意性以外のみなし弁済規定の適用要件の充足の有無、充足しない要件との関係で悪意の受益者と推定されるか否か検討の必要があるとして原審に事件を差し戻したことから明らかというべきである。

- (2) 本件取引は、平成4年5月18日から行われているところ、乙第2号証によれば、当時の被告のATM明細書には、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載がないことが明らかである。当時の貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正後の法律の名称は



「貸金業法」で、改正の前後を通じて「貸金業法」というが、改正前の同法を特に指すときには「貸金業規制法」ということがある。)には、リボルビング払いについての17条書面及び18条書面についての記載方法の定めがなかったが、支払方法を変更することによってみなし弁済の適用を緩和する自由を貸金業者に与えるのは、一定の条件を満たした場合に初めて本来無効である超過利息の支払を有効とするみなし弁済の規定の立法趣旨に反するから、前記の各事項についてリボルビング払いについての特則がないのは、これに関する記載が不要であることを示すものではないというべきである。そのことを明示したのが平成17年判決であるが、同判決が言い渡される以前においても、前記各事項又はこれに準ずる事項の記載を不要とする見解及び判決が多数であったと認めるに足りない。そして、被告が、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載に準じる事項を自社のATM明細書に記載するようになったのは、被告の主張によっても平成14年8月というのであり、少なくとも、これ以前の支払についてはみなし弁済の規定はないというべきである。そして、別紙「利息計算書」によれば、平成14年8月時点までみなし弁済の適用がないとすれば、この頃には、原告の被告からの借入金ほぼ消滅し、過払金が生じていたのであって、それ以降については、17条書面や18条書面を交付し

ていたとしても、法律上認められる債権額との乖離は著しいものであって、到底みなし弁済に必要な書面としての効力を認めることはできない。

(3) したがって、本件取引においては、被告については、平成19年判決の判示する特段の事情は認めることができず、悪意の受益者と推定されるものというべきである。

### 3 結論

以上の次第で、本件取引は全体を通じて一連の取引と解することができる。また、被告は本件取引を通じて悪意の受益者と認めべきであるから、利息制限法の制限利息を超過する弁済について元本充当を行い、過払いが生じた場合に、これ以降の貸付けがあれば、これに充当処理を行うと、原告の提出に係る別紙「利息計算書」記載のとおり、最終取引日である平成21年12月15日時点で過払金が173万9809円、未払の過払金利息が8万9049円となる。よって、原告の請求は、被告に対し、これらの過払金元金及び過払金利息並びに前記過払金元金に対する平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払いを求める限度で理由がある、すなわち原告の請求は全部理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部



